資料４－１

製品起因による事故ではないと判断した案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201000633 平成22年10月26日（東京都） 平成22年11月4日	半密閉式（FE式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	（火災） 飲食店厨房で、当該製品を使用中、排気フード内部から発煙した。	●当該製品に焼損、機能の異常等は認められなかった。 ●事故当時、建物（飲食店が入居する商業ビル）の排気ダクトのダンパー（排気の流量を調節する装置）が閉じられ、排気が停止している状態で、当該製品を設置した飲食店厨房で当該製品を使用したことから、当該製品から排出される高温の排気が、当該製品の上に設置されていた排気フード内から先に排出されずに滞留したため、フード内部を過熱し、フード内部に堆積していた綿埃に引火し、発煙したものと考えられる。 ●飲食店厨房のフード内部は、定期的な清掃が行われておらず、綿埃が大量に溜まっていた。 ●なお、当該製品には、給排気の付属設備に関し、日常点検と清掃が必要である旨が注意喚起として製品本体及びチラシに記載されている。	
2	A201000658 平成22年7月5日（長野県） 平成22年11月10日	ノートパソコン	（重傷 1名） 当該製品を使用中、当該製品の上に顔を乗せて4～5時間寝込んだところ、低温火傷を負った。	●当該製品には破損、異常は認められなかった。 ●使用者が当該製品のパームレスト（キーボードを打つときに手のひらを置くためのスペース）の上に顔を乗せて寝込んでしまったことから、当該製品の通電使用中の放熱で温度上昇したパームレストに長時間皮膚が接触することとなり低温火傷を負ったものと考えられる。 ●なお、取扱説明書には「使用するソフトウェアによっては、パームレスト部が多少熱く感じられることがあります、長時間使用する場合には低温火傷を起こす可能性がありますので、ご注意ください。」との記載がある。	

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
3	A201000663 平成22年11月6日（三重県） 平成22年11月11日	発電機	（CO中毒、死亡3名） 当該製品を使用中、一酸化炭素中毒と考えられる事故が発生し、3名が死亡した状態で発見された。	●当該製品には破損や機能の異常は認められなかった。 ●換気を行っていない室内で当該製品を使用していたことから、排気ガスがこもり一酸化炭素中毒に至ったと考えられる。 ●なお、製品本体表示及び取扱説明書には「屋内など換気の悪い場所で使用しない。」等の警告表示がある。	
4	A201000803 平成22年12月24日（東京都） 平成22年12月28日	IH調理器	（火災） 当該製品で揚げ物を調理中、その場を離れていたところ、異音とともにフライパンの油から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	●当該製品には異常は認められなかった。 ●当該製品で揚げ物を調理する際、付属の鍋を使用せず、規定より少ない油で、揚げ物キーを使用せずに手動コースで加熱し、その場を離れていたことが原因で、油の過熱により発火に至ったと考えられる。 ●なお、製品本体及び取扱説明書には「揚げ物調理中はそばを離れない。」「規定量の油で調理する。」等の注意表示、警告表示の記載がある。	

資料４－２

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではなかった案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A200900378 平成21年6月上旬（東京都） 平成21年8月6日	自転車	（軽傷1名） 当該製品で走行していたところ、ハンドルポスト（ハンドルの付け根の支柱軸）に固定したハンドルバー（手で握って操舵するハンドル部分）が固定位置からずれたためバランスを崩し、転倒して負傷した。	●「重傷」でないことが判明したため、重大製品事故でないことが確認された。 （非重大製品事故として、NITEで調査）	
2	A201000748 平成22年11月20日（神奈川県） 平成22年12月9日	電気カーペット	（火災） 当該製品の電源プラグをコンセントに差し込み、しばらくすると、コンセント付近から異音とともに発煙する火災が発生し、当該製品が焼損、周辺が汚損した。 当該製品の電源プラグ部の経年劣化（使用期間２１年）による熱硬化により、電源プラグの抜き差し時に応力がプラグ内部の銅線とプラグ刃のかしめ部に集中したことで、銅線が半断線し、放電、発煙に至ったと考えられる。	●当該事故を報告した事業者は販売事業者であることが判明したため、重大製品事故を報告する事業者ではないことが確認された。 （製造事業者は倒産しており、販売事業者（ブランド事業者）からの非重大製品事故の報告として、NITEで調査）	